

人事行政の運営の状況 報 告 書

(令和 4 年度分)
宇城広域連合

目 次

○ 職員の任免及び職員数に関する状況報告書（様式第 1 号）	1 ～ 2 頁
○ 職員の給与の状況報告書（様式第 2 号）	3 ～ 7 頁
○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書（様式第 3 号）	8 頁
○ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況報告書（様式第 4 号）	9 頁
○ 職員の服務の状況報告書（様式第 5 号）	1 0 頁
○ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書（様式第 6 号）	1 1 ～ 1 2 頁
○ 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書（様式第 7 号）	1 3 頁

（注）各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は、合計と合致しないことがあります。

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の任免の状況（令和4年度）

（単位：人）

区 分	試験の種類			選 考	合 計
	大卒試験	高卒試験	中卒試験		
一般行政職	0	0	0	0	0
消 防 職	0	3	0	0	3
技能労務職	0	0	0	0	0
合 計	0	3	0	0	3

備考 1 宇城広域連合職員の任用に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第8号）及び宇城広域連合消防職員の任用に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第37号）の規定により、任命権者が採用した職員数の状況です。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりです（以下この様式において同じ。）。

- （1）一般行政職 一般職のうち事務職員
- （2）消 防 職 一般職のうち消防業務に従事する職員
- （3）技能労務職 一般職のうち技能労務職給料表が適用される職員

2 再任用職員の採用の状況（令和4年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	0	2	2
消 防 職	0	6	6
技能労務職	5	0	5
合 計	5	8	13

備考 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により、任命権者が再任用した職員数の状況です。

2 再任用の期間を更新した場合は、その都度計上しています。

3 退職の状況（令和4年度）

区 分	定年退職	早期退職	そ の 他						合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	0	0	1	0	0	0	0	0	1
消 防 職	2	1	3	0	0	0	0	0	6
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	3	1	4	0	0	0	0	0	8

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- （1）定年退職 地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職及び同法第28条の7第1項の規定による勤務延長後の退職
- （2）早期退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
- （3）普通退職 自己都合による退職
- （4）分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- （5）懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- （6）失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- （7）任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

4 職員数の状況

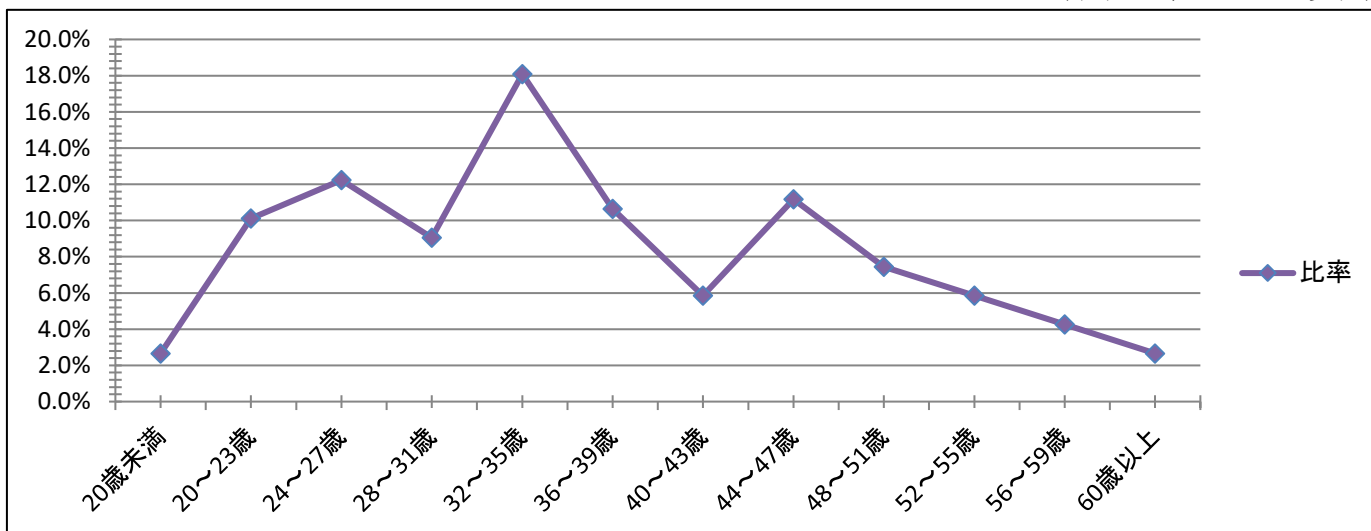
(令和4年4月1日現在 単位：人)

区分 部門		職 員 数			対前年増減数			年度分の主な増減理由
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度	
一般行政職部門	一般行政職	13 (2)	13 (3)	13 (2)	0	0	0	今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	技能労務職	18	17	16	0	△ 1	△ 1	今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	小 計	31	30	29	0	△ 1	△ 1	
特別行政職部門	消 防 職	152 (4)	156 (6)	159 (6)	0	4	3	原則、関係条例に基づく定数の範囲内で退職者に対する新規職員の補充を行い、今後の体制を考慮し定数管理をしているため
	小 計	152	156	159	0	4	3	
普通会計計		183 (6)	186 (9)	188 (8)	0	3	2	

- 備考 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含みます。
- 2 再任用短時間勤務職員は、括弧書とし、職員数の外書としています。
- 3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりです。
- (1) 一般行政職部門 (2)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政職部門 消防職員

職員構成比

(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 19	人 23	人 17	人 34	人 20	人 11	人 21	人 14	人 11	人 8	人 5	人 188
比 率	2.7%	10.1%	12.2%	9.0%	18.1%	10.6%	5.9%	11.2%	7.4%	5.9%	4.3%	2.7%	100%

職員の給与の状況報告書

1 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

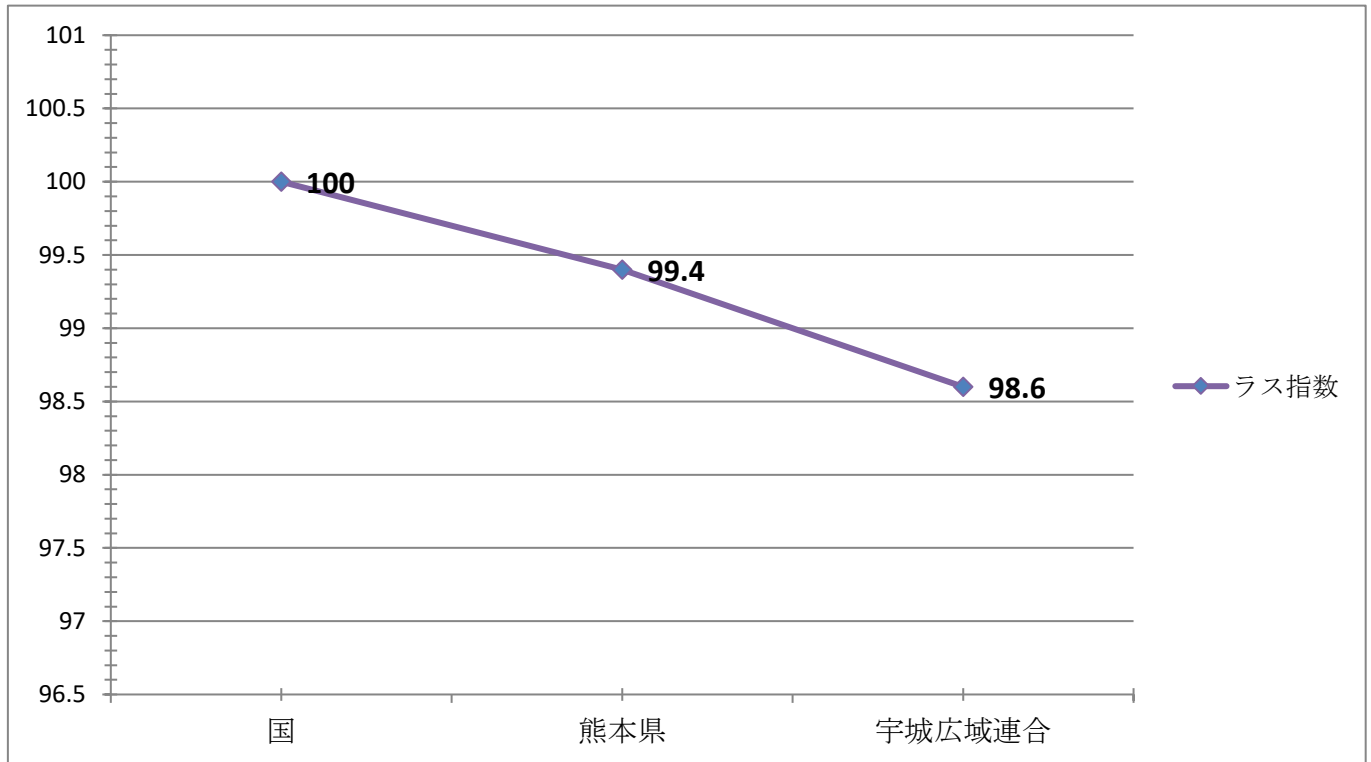
宇城広域連合区域内 住民基本台帳人口 （令和4年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
宇土市 35,694 人 宇城市 56,307 人 美里町 8,889 人 （合計 100,890 人）	8,034,457 千円	126,322 千円	1,370,501 千円	17.1%

2 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 B	
188 人	618,662 千円	160,267 千円	238,044 千円	1,016,973 千円	5,410 千円

備考 1 職員手当には、退職手当を含みません。

3 ラスパイレス指数の状況（令和4年4月1日現在）



備考 1 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	35.1 歳	272,317 円	346,772 円
熊 本 県	43.2 歳	325,383 円	401,521 円

②消 防 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	35.7 歳	274,381 円	352,627 円
熊 本 県	— 歳	— 円	— 円

③技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宇城広域連合	47.4 歳	327,327 円	369,103 円
熊 本 県	55.1 歳	327,263 円	362,226 円

5 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		宇城広域連合	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	175,300 円	190,200 円
	高 校 卒	154,600 円	162,900 円
消 防 職	大 学 卒	185,200 円	196,900 円
	高 校 卒	158,900 円	168,700 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円
	高 校 卒	151,900 円	160,400 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	250,300 円	— 円	— 円
	高 校 卒	224,500 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	259,925 円	292,700 円	346,700 円
	高 校 卒	233,650 円	261,100 円	— 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

7 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職・消防職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、消防士	44 人	25.6%
2 級	主事、技師、消防士、消防副士長	29 人	16.9%
3 級	参事、係長、消防副士長、消防士長、消防司令補	41 人	23.8%
4 級	参事、係長、主幹、課長補佐、消防士長、消防司令補、消防司令	33 人	19.2%
5 級	課長補佐、課長、消防司令、消防司令長	22 人	12.8%
6 級	課長、署長、次長、消防長、事務局長、消防司令長、消防監	1 人	0.6%
7 級	消防長、事務局長、消防監	2 人	1.2%

備考 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

②昇給への人事評価の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用		管理職員		管理職員	
イ 人事評価を実施している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	支給実績がある成績率	昇給可能な区分	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

8 期末手当・勤勉手当（令和4年度支給割合）

	宇城広域連合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20 月分	0.95 月分	1.20 月分	0.95 月分
12月期	1.20 月分	1.05 月分	1.20 月分	1.05 月分
計	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分

○勤勉手当への勤務実績の反映状況

令和4年度中における運用		管理職員		管理職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

9 退職手当（令和4年度実績）

	支 給 率			
	宇城広域連合		国	
	自己都合	早期・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%）			

10 特殊勤務手当（令和4年度実績）

支給実績（令和4年度決算）			13,496 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			82 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			87.8%
手当の種類（手当数）			7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
機関員手当	消防車両及び救急車両の機関員		月額1,000円
災害出動手当	災害現場に出動し、防災業務に従事した職員		1回につき400円
救急出動手当	救急現場に出動し、救急業務に従事した職員		管内1回につき200円 管外1回につき400円
救命士手当	救急救命士の国家資格を有し、救急業務に従事する職員		月額2,000円
高所作業手当	はしご付消防自動車で高所作業に従事した職員		1当務につき300円
潜水手当	潜水業務に従事した職員		1日につき1,000円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務に従事した職員		1日につき3,000円（消防） 1日につき1,000円（火葬場）

11 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	23,460 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	134 千円
支給実績（令和4年度決算）	25,840 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	146 千円

12 その他の手当（令和4年度実績）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 扶養親族たる父母等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同	—	28,553 千円
住居手当	【借家・借間】 ・家賃27,000円以下：家賃-16,000円 ・家賃27,000円～61,000円未満： （家賃-27,000円）×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上：28,000円	同	—	14,098 千円
通勤手当	【自動車等の使用者】 距離に応じて2,000円～31,600円 【交通機関を利用者】 最高支給限度額 55,000円	同	—	14,574 千円

13 主な特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

職 名	報酬年額
広域連合長	50,000 円
副広域連合長	40,000 円
議長	30,000 円
副議長	25,000 円
議員	20,000 円

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

① 毎日勤務

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

② 2交替制勤務

勤務時間	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで
休憩時間	正午から午後1時まで 午後5時15分から午後6時15分まで 午後10時から翌朝午前6時30分までの間にあらかじめ指定された6時間30分

③ 3交替制勤務

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時から午後9時45分まで 午後5時から午前1時45分まで
休憩時間	正午から午後1時まで 午後5時30分から午後6時30分まで 午後8時30分から午後9時30分まで

- 備考 1 毎日勤務者の「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めた職員の勤務時間です。
- 2 毎日勤務者の「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間です。

2 年次有給休暇の状況（令和4年1月1日～12月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
6,542	2,573	167	15.4

- 備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員並びに派遣職員を除きます。
- 2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計です。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次有給休暇の合計です。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況報告書

1 分限処分の状況（令和4年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者				0	0
宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条の 規定により失職しなかった者					0
合 計		0	0	0	0

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法及び宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第12号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上しています。
- 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上しています。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上しています。

2 懲戒処分の状況（令和4年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	第29条第1項第2号	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		1	0	0	0	1

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上しています。

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の従事許可の状況（令和 4 年度）

区 分	申 請 件 数	許 可 件 数
営利企業等の従事許可申請	0	0

備考 地方公務員法第38条及び宇城広域連合職員服務規程（平成19年宇城広域連合訓令第11号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況です。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況（令和4年度）

① 一般研修

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
人権同和問題研修会	部落差別解消推進法と人権危機管理マニュアル	事務局、消防、宇土市、宇城市	1	221
人事評価制度評定者研修	人事評価制度研修（評定者研修）	管理監督職員等（消防含む）	1	65
人事評価制度被評定者研修	人事評価制度研修（被評定者研修）	一般職員（消防含む）	1	124

② 消防職員研修

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
消防大学校査察業務マネジメントコース	違反処理を中心とした査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を養成する。	予防業務担当者	1	0
消防大学校火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる。	消防士長以上の階級にあり、かつ、火災調査業務に従事している者	1	1
消防大学校幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	消防司令の階級の者又は消防司令の階級に昇任予定の者	1	1
熊本県消防学校初任科	新規採用職員に対して、職務を正しく認識させると共に基礎的な知識、技術及び災害に対応できる体力を養成する。	新規採用職員	1	3
熊本県消防学校救急科	救急隊員の行う応急処置の基準第6条第2項に規定する応急処置等、専門的な知識及び技術を養成する。	未受講者	1	8
熊本県消防学校救助科	救助活動に関する基準第6条に定める救助隊員の資格取得に必要な専門的な知識及び技術を養成する。	未受講者	1	4
熊本県消防学校初級幹部科	監督者として部下指導能力、現場指揮能力、業務遂行能力を養成する。	昇任予定の消防司令補又は消防士長	1	4
熊本県消防学校上級幹部科	業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知識、技術を養成する。	昇任予定の消防司令長又は消防司令	1	2
熊本県消防学校指導員研修	消防団指導に必要な消防操法の要領及び審査に関する知識、技術を養成する。	消防副士長以上の階級で消防操法の指導的立場の者	1	2
熊本県消防学校予防査察科	査察行政の現状と課題、防火管理、違反処理等に関する専門的な知識及び技術を養成する。	予防・査察業務に従事している者又は従事する予定の者。	1	4
救急救命研修所救急救命研修	救急救命士の国家試験受験資格者の養成。	受験予定者	1	1
指導救命士養成研修	救急救命士の資格を有する消防職員に対して、指導救命士に必要とされる知識及び技術を習得させる。	救急救命士	1	1
気管挿管病院研修	救急救命士の気管挿管の資格取得のため病院内オペ室で30症例の実技研修。	救急救命士のうち気管挿管資格未取得者	2	2
救急救命士就業前実習	救急救命士の国家資格取得後160時間の病院実習。	救急救命士試験合格者	4	4
安全運転教育研修	緊急車両運転に必要な技能及び知識の習得。	概ね5年未満の職員	1	4
潜水技術研修	潜水業務の管理監督者の育成。	潜水隊員	1	1

備考 地方公務員法第39条の規定により任命権者が行う職員の研修の状況です。

2 勤務成績の評定の状況（令和4年度）

評価方法	第1次評定者及び第2次評定者により、各職員の職務ごとに与えられた要素について、各項目S・A・B・C・Dの5段階により評定を行います。
評定期間	評定基準日（毎年10月1日）の翌日から翌年の評定基準日まで
対 象 者	全職員

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（令和4年度）

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること。	定期健康診断（問診、血圧、体格検査、腹囲、尿検査、便潜血、血液検査、視力、聴力、心電図、内科診察、胸部X線検査、超音波検査）	健 診 日：R4.4月～R5.3月の間で指定された日 受診者数：173 名 受診機関：宇城市民病院
	深夜勤務者健康診断（問診、血圧、体格検査、尿検査、血液検査、視力、聴力、心電図、内科診察）	健 診 日：R4.4月～R5.3月の間で指定された日 受診者数：140 名（消防職員） 受診機関：七川医院 受診者数：8 名（清掃職員） 受診機関：宇城市民病院
職員の元気回復に関すること。	-	-
その他厚生に関すること。	産業医による指導・委員会の開催 産業医による各施設の安全衛生管理の巡視	職員安全衛生管理委員会（年2回） 各施設の安全衛生管理の巡視（中止）

備考 地方公務員法第42条の規定による職員の厚生制度の状況です。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（令和4年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公 務 上	公 務 外		
2	0	2	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況です（（2）において同じ。）。

(2) 通勤災害（令和4年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0